



農業委員会からのお知らせ

賃借や売買の権利移動

農地の賃借や売買で権利移動する場合は農業委員会に届け出て許可を得てください

左記要件などに届出が必要です。

▼賃借権などの解除

(農地法第18条6項)

▼農地の賃貸借や売買

(農地法第3条、利用権設定)

▼自己所有農地を転用する場合

(農地法第4条)

▼売買や賃借で転用をおこなう場合

(農地法第5条)

※農業委員会は毎月10日に開催。

申請の締め切りは毎月27日。

(閉庁日の場合は翌開庁日)



贈与、相続

農地を家族に贈与する場合、2つの方法があります

●一括贈与

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年ごとに贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県に提出する必要があります。また、贈与した農地を売買や賃貸することはできません。(部分・全部の贈与税が確定します)

●相続時精算方式

農地を含む資産を贈与する場合(宅地・家屋などを含む)、2500万円以内であれば、相続時にその贈与税(この場合は相続税として)を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要ですので、資産証明書を取られ税務署へご相談ください。

※相続の場合も農業委員会への届出が必要です。

農業者年金

農業者年金は農業者のための公的な積立年金です

●農業者なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持つていない農業者や配偶者・家族従事者も加入できます。

●少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

●保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円まで)

●終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなつた場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであつ

問 農業委員会事務局
☎ 22-3254

た、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

●手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会事務局、JA阿蘇各支所にお問い合わせください。

現況届は忘れずに提出を！

農業者年金を受給されている人は、毎年6月に現況届が必要となります。

5月末日頃に、農業年金基金から現況届の通知が発送されていますので、記入・署名し、6月28日(金)までに農業委員会事務局または各支所に必ず提出してください。

農作物被害防止のための電気柵資材費と狩猟免許取得費用補助

問 農政課 畜産林業係 ☎ 22-3274

イノシシ、シカなどによる農作物被害を防ぐために農林業者が設置する電気柵と、農林産物の保護と生産の安定を図るために新しく狩猟免許を取得する人に対して補助を行っています。補助を希望する人は、農政課または各支所総務振興係にご相談ください。

電気柵設置補助

●要件

市内に住所及び農地を有する農林業従事者(対象は面積が10㌥以上の農地)

●補助対象となる経費

電気柵資材費(設置1基に係る経費)

●補助率 2分の1以内

●補助金の上限額 3万円

●その他

同一年度内における申請は1カ所までとし、1カ所あたりの設置数は1基とします。また、補助を受けた場所については、翌年から5年間は補助を受けることができません。



狩猟免許取得補助

●要件 市内に住所を有する人

●補助対象となる経費

新規に『わな猟免許』、『第一種銃猟免許』取得に要した費用のうち、次の経費

▷ 狩猟免許申請手数料

5,200円(収入証紙購入費)

▷ 熊本県猟友会が主催する初心者講習会受講料

1種目1万円、2種目1万5,000円

●補助金 上記経費の全額

●その他

この補助制度は新規に狩猟免許を取得する人のみ対象です。(既に銃の免許を持っている人が、わなの免許を取得する場合等の費用は対象となりません)

お金や家族の問題など生活の相談支援を行っています

問 生活相談センター ☎ 22-3364

阿蘇市生活相談センターでは、皆さんが困っている問題を解決するために相談支援を実施しています。専門の相談員と一緒に問題を考えて、悩んでいることを一つ一つ解決していきます。

安心して生活を続けていくためには、これから先の見通しをつけることが大切です。なかなか他人に相談することが出来ないお金(借金や生活費など)や家族の問題などを専門の相談員と一緒に考えてみませんか?

相談内容の例

▷ 家族が引きこもっている

▷ ずっと働いていないので就職が不安

▷ 学校以外でも子どもに勉強を教えてほしい

▷ 契約・取引に関するトラブル



▷ 収入より借金がよくある

▷ なかなか仕事が見つからない

▷ 家賃が払えず家を出なければならない



相談は無料で相談者の個人情報 は固く守られます。電話での相談も受け付けていますのでお気軽にご相談ください。(受付時間：平日9時～16時)

令和元年度 阿蘇市区長会の体制が決定

令和元年度阿蘇市区長会総会が開催され、新体制が決まりました。

区長会長は村上幹夫氏(古神3区)、副会長は後藤光昭氏(小倉区)、阿南米夫氏(滝水区)となりました。

市は、117の行政区を設置し区長を任命。区長は、各地域の代表として行政情報の伝達や地域内の各種取りまとめなどの役割を担います。

【令和元年度区長一覧】

宮地	町1区	宮川 幸二	古城	古城3の1区	岩下 壽一郎	内牧	深葉	佐藤 眞佐雄	黒川	下西黒川	立石 計
	町2区	山部 公望		古城3の2区	古閑 豊一		西小園	小島 良邦		乙姫	村上 雄二
	北1区	木村 孝徳		古城4区	志賀 秀一		折戸	岩下 勇人		黒川千丁	河原 正宏
	北2区	望月 清治		古城5の1区	後藤 薫		宇土	橋本 憲治	永水	永草	河瀬 憲雄
	東1区	寺川 守雄		古城5の2区	倉岡 福光	山田	浜川	塚本 恭弘		枳	豊田 斎一
	東2区	内田 敏彦		古城6区	工藤 輝光		鷺の石	井野 勝明		赤水	小坂 秀典
	東3区	黒川 史昭		古城7区	岩永 義朗		原の口	佐藤 一郎	尾ヶ石	車帰	坂口 千春
	西1区	山口 正孝	中通	原口	岩永 政美		山田	佐伯 省五		狩尾1区	田中 光雄
	西2区	池部 芳明		上井手	井手 明廣		小倉	後藤 光昭		狩尾2区	佐藤 健二
	西3区	吉田 満範		下井手	岩下 睦夫		西小倉	山本 眞一	東部	狩尾3区	五嶋 一俊
	古神1区	篠田 正治		中原	岩下 経信		小池	村上有志男		跡ヶ瀬	中島 雄一
	古神2区	山部 節雄		西井手	森本 芳昭		黒流町	本田 秋義		的石	山本 直樹
	古神3区	村上 幹夫		上西河原	松田 勝吉	黒川	今町	猪嶋 敏信	北部	檜木野	工藤 富之
	分1区	村山 健徳	坂梨	下西河原	宮本 昭二		下の原	今村 孝一		赤仁田	市原 鼎藏
	分2区	村上 邦彦		上東下原	甲斐 伸一		新村	山本 義輝	中部	小園	志賀 達也
	分3区	石田 勇		下東下原	加久 孝一		小野田町	亀井富士雄		小地野	城 輝臣
	塩塚	高橋 法文		西下原	園田 松三		本村	小田 晴二	西部	笹倉	阿南 洋
	古閑	高木 茂博		片隅	吉岡 秀昭		茗ヶ原	橋本 勝徳		坂の上	岩下 義國
	神石	市原 俊一	内牧	荻の草	後藤 栄一		道尻	佐藤 博	東部	大道	高日 利幸
	福岡	市原 憲治		舞谷	中村 道哉		下役犬原	蔵本 悦治		立塚	赤尾 信一
	上町	岩下 涌祐		内牧1区	内田 孝昭		上役犬原	山口 哲廣		横堀	岩瀬 博基
古城	東仲町	赤星 永幸		内牧2区	松岡 義久		西町	山本 弘春	東部	遊雀	岩下 秀憲
	西仲町	岩下 寛一		内牧3区	木下 恭助		竹原	佐藤 政法		中道	鶴林 福茂
	下町	中川 武雄		内牧4区	吉本 昭市		蔵原	竹原 忠信		山崎	檜木野柔道
	桜町	志賀 昭男		内牧5区	池田 國廣		東黒川	大塚 計	東部	仁田水	渡邊 恵喜
	福原	宮崎 直之		成川	江藤 一文		坊中	坂田 良一		中江	古澤 國義
	馬場	鳴川 成清		小里	村上 渡		南黒川	寺原 敬二		滝水	阿南 米夫
	豆札	藤井 渡		南宮原	宮下 邦夫		元黒川	坂田 千秋	各地区代表区長(役員)は太字で表示しています。		
	古城1区	小代 義親		湯浦	吉岡 祐一		北黒川	中島 正幸			
	古城2区	井野 昭満		西湯浦	岡本 芳郎		上西黒川	蔵原 吉行			



「区」への加入のお願い

市では市民の皆さまに「区」への加入をお願いしています。

「区」では、地域内の清掃活動のほか、ごみ収集所や防犯灯の設置・維持管理など、地域の皆さまの生活に欠かせないさまざまな取り組みを行っています。

地域の皆さまの協力により組織されるもので、これらの費用も皆さまからの区費などでまかなわれています。お互いに協力しながら、より良い生活環境をつくりましょう。

加入については詳しく知りたい場合は総務課(☎2・3・1・1)にお問い合わせください。

初盆名簿の作成にご協力ください

☎総務課 総務係 ☎ 22-3111

来年度から初盆名簿の作成方法を変更します

【これまで】

区長が対象世帯に掲載の有無を確認。



【ことし 6 月 26 日(水)以降受付分から】

市民課・各支所で死亡届の受付を行った際に「初盆名簿掲載申請書」をお渡しします。

初盆名簿に掲載を希望する場合は、総務課または各支所まで申請書を提出してください。

毎年 6 月 25 日までに申請書の提出があった世帯を、初盆名簿に掲載いたします。申請書の提出が無い場合は掲載しません。

※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

お盆は年に一度、亡き先祖をお迎えして、つつましく供養するゆかしい心の行事です。阿蘇市区長会では、毎年、初盆名簿を作成しています。対象と思われる世帯を 6 月下旬から区長が訪問し、初盆名簿への掲載の確認を行いますので、ご協力をお願いします。掲載のご了解が得られなかった場合には、掲載しません。



また、掲載を希望される対象世帯の人で、区長からの確認がない場合は、お手数ですが 7 月 5 日(金)までに地元区長までお申し出ください。

地域団体の花いっぱい運動を支援します

☎住環境課 都市・環境係 ☎ 22-3169

地域の団体が、ボランティア活動により公園などで花いっぱい運動（花を通じて人々の気持ちを豊かに、また景観をよくすることを目的として行われる運動）を行う場合に、その活動に使用する花の種子や球根、苗を年に 2 回交付し、その運動の支援を行います。

●募集期間

▷秋まき・秋植え

6 月 3 日(月)～ 7 月 16 日(火)

▷春まき・春植え

12 月 2 日(月)～ 1 月 15 日(水)

●支援対象

道路、公園、公民館、学校などの公共用地の植栽管理を行う地域団体。

●交付するもの

▷花の種子 ▷花の球根 ▷花の苗

※花の種類は指定する種の中から選択できます。

●各種条件・申請方法など

詳しくは、くまもと緑・都市景観協働機構のホームページをご覧ください。

●問い合わせ

くまもと緑・都市景観協働機構

☎ 096-333-2522

住環境課 都市・環境係

☎ 22-3169

